

そうごうふくしぶかい だい かい 総 合 福 祉 部 会 第 18 回	
H23.8.30	さんこうしりょう 参 考 資 料 4
ひがしかわいいんていしゅつしりょう 東 川 委 員 提 出 資 料	

さんこういけん
＜参考意見＞

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎそうごうふくしぶかい
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

ぶかいちょう さとう ひさお さま
部会長 佐藤 久夫 様

ていしゅつしゃ
提出者
こうせいいん ひがしかわえつこ
構成員 東川悦子

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう せんもんしよく
「障害者総合福祉法」(仮称)における「専門職」について

きんけい
謹啓

じか せいしやう よろこ もう あ
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

わたし しゃだんほうじんにほんしのうくんれんしきやうかい がんか きんむ しのうくんれんし どうかつ
私ども社団法人日本視能訓練士協会は、眼科に勤務する「視能訓練士」を統括
する団体です。「視能訓練士」は視能訓練士法(昭和46年制定)に基づく国家資格
を持つ医療技術者(有資格者約1万名)で、眼科において様々な視機能検査を行う
とともに斜視や弱視の訓練治療、また低視力者や視覚障害者の機能障害判定に
関わる検査とリハビリ指導などに携わっております。近年、特に医療技術の著しい
進歩と社会が求める医療のあり方の変化から、眼科分野では欠くことのできない
医療専門技術者として視能訓練士への期待が高まっております。

さて、このたび「障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律」
(案)に関する第16回総合福祉部会報告を拝見し、合同作業チーム報告資料2
「障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案」I-3支給決定(選択と決定)素案
の以下の部分に「専門的な知識を有する専門職」として「視能訓練士」が明記され
ていないことが分かりました。

ひやうだい しょうがい かくにん
【表題】「障害」の確認について

けつろん
【結論】

- * 市町村による法律の対象となる障害者であるか否かの確認は、
「身体的または精神的な機能障害」があることを示す証明書によって行う。
証明書は、障害者手帳、医師の診断書、もしくは意見書、その他、障害特性
に関して専門的な知識を有する専門職の意見書を含むものとする。

せつめい
【説明】

そうごうふくしほう もと しえん しょうがいしゃてちょう うむ しえん ひつよう
総合福祉法に基づく支援は、障害者手帳の有無にかかわらず、支援を必要
とする障害者に対して提供される。機能障害を示す具体的資料としては、
障害者手帳があれば、それで足りるが、まず、医師の診断書の利用が考えら
れる。医師の診断書は、機能障害の存在を示す資料として、公正性が担保
される点で優れているが、他方で、発達障害、高次脳機能障害、難病など、

いし しんだんしょ え ばあい かんが
医師の診断書が得にくい場合も考えられる。

いし しんだんしょ え ばあい たいしよ ほうさく い か
医師の診断書が得られにくい場合に対処する方策としては、以下の2つがある。

いし しんだんしょ げんてい いけんしょ
[1]医師の診断書に限定せず、意見書でもよいものとする。

きのうしょうがい そんざい はんだん もの いし たしょうがいとくせい かん
[2]「機能障害」の存在を判断する者を医師のみとせず、その他障害特性に関して専門的な知識を有する専門職の意見でもよいとする。

ぐたいてき せんもんしょく りがくりょうほうし さぎょうりょうほうし げんごちょうかくし
なお、具体的な専門職としては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
りんしょうしんりし ほんたつしんりし せいしんほけんふくしし かんごしとう しちようそん
臨床心理士、発達心理士、精神保健福祉士、看護師等がある。市町村によつ
かくさ しょう こくさいせいかつきのうぶんるい しんしんきのう しんたいこうぞう
て格差が生じないように、ICF(国際生活機能分類)の「心身機能・身体構造」
さんこう きのうしょうがい れいじれつき しちようそん りりょうしゃ しょうがいしゃ いし
を参考にしつつ機能障害の例示列記するなど、市町村・利用者(障害者)・医師
た せんもんしょく たい ほうかつきてい ないよう あき けんとう
その他の専門職に対して包括規定の内容を明らかにすることも検討すべき
である。

しょうがいしゃてちようこうふしんせい さい はんてい しのうくんれんし げんざい しりょくけんさ
障害者手帳交付申請の際の判定において、「視能訓練士」は、現在、視力検査
ごーるどまんしやけんさ おこな こんご きのうしょうがい しめ ぐたいてき
およびゴールドマン視野検査を行っています。また、今後は「機能障害」を示す具体的
しりょう いし しんだんしょ いけんしょ さくせい さい はんてい もち
資料となる「医師の診断書」あるいは「意見書」の作成に際して、判定に用いる
しょけんさ たんとう げんざい ほうこくしょ しかくしょうがい かか せんもんしょく
諸検査を担当することになります。現在の報告書では視覚障害に関わる専門職
いし かんごし しかくしょうがい はんてい ひつよう がんかしょけんさ
は医師と看護師のみとなりますが、視覚障害の判定において必要な眼科諸検査を
じっさい いりょうげんば おこな でき かんごし きわ すく すいさつ
実際に医療現場で行うことが出来る看護師は極めて少ないと推察されます。また、
いりょうかんけいしゃかん こうりつてき てきせつ やくわりぶんたん はか かんてん しかくしょうがい かか
医療関係者間の効率的かつ適切な役割分担を図る観点からも視覚障害に関
いりょうせんもんしょく ぜひ しのうくんれんし とうがいぶんちゆう くわ
わる医療専門職としては是非とも「視能訓練士」を当該文中に加えていただきたく、
ちからぞ たまわ なにとぞ ねが もう あ
お力添えを賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

きんぱく
謹白

がつ にち
8月18日

ほうじん にほんしのうくんれんしきょうかい
法人 日本視能訓練士協会
かいちよう うすい ちえ
会長 白井 千恵